



PENSION NEWS

(平成22年3月11日)

年金信託部

ASBJが「退職給付に関する 会計基準」等の公開草案を議決

本日、企業会計基準委員会（ASBJ）が開催され、「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公開草案を公表することが承認されました。公開草案の本文は、3月18日（木）にASBJのWebサイトにて公表される予定とのことです。

公開草案に対するコメントは、5月31日（月）まで募集されます。

議決された公開草案の概要は以下の通りです。

1. 公開草案による改正前会計基準等からの主な変更点

(1) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務費用の処理方法

公開草案では、貸借対照表において遅延認識を廃止する取り扱いが示されます（改正前会計基準等では、積立不足額を遅延認識して貸借対照表に表示することが認められています）。なお、損益計算書においては引き続き遅延認識することが認められます。

(2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し

退職給付見込額の期間帰属方法に関して、改正前会計基準等と公開草案の取扱いは、以下の通りです。

改正前会計基準等	公開草案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間定額基準（原則的な方法） ・ 給与基準 ・ 支給倍率基準 ・ ポイント基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間定額基準 ・ 給付算定式に従う方法（勤務期間の後期における給付額が、初期よりも著しく高い水準となるときには定額法により期間帰属させる。）

（次頁あり）

(イ) 割引率の見直し

割引率の基礎となる期間に関して、改正前会計基準等と公開草案の取扱いは、以下の通りです。

改正前会計基準等	公開草案
退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とする。 実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる。	退職給付の見込支払日までの期間ごとに設定された複数のものを使用することを原則とする（イールド・カーブによる割引）。 給付見込期間及び退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することができる。

(ウ) 予想昇給率の見直し

改正前会計基準等では、退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因には、「確実に見込まれる」昇給等が含まれるものとされていました。

公開草案では、退職給付見込額の見積りにおいて合理的に見込まれる退職給付の変動要因には、「予想される」昇給等が含まれるものとされます。

(3) 開示項目の拡充

公開草案では、注記項目について、退職給付債務や年金資産の増減の内訳など、現在の国際的な会計基準で採用されているものを中心に開示項目の拡充をしています。

(4) 複数事業主制度の取扱いの見直し

複数事業主制度のうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないケースでは、要拠出額をもって費用処理されますが、改正前会計基準等では、複数事業主間において類似した退職給付制度を有しているときなどについて、このケースに当たらないものとみなしていました。

公開草案では、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができるかどうかは、制度の内容を勘案して判断することとされます。

(5) 長期期待運用収益率の考え方の明確化

公開草案では、長期期待運用収益率の算定について、退職給付の支払に充てられるまでの期間などを考慮して設定することが、明らかにされます。

なお、これは、取扱いの明確化にすぎず、従来の考え方を改めるものではない、とされています。

(6) 名称等の変更

改正前会計基準等	公開草案
退職給付引当金	退職給付に係る負債
前払年金費用	退職給付に係る資産
過去勤務債務	過去勤務費用
期待運用収益率	長期期待運用収益率

(次頁あり)

2. 適用時期等

項目	適用時期	適用方法
下記以外	平成 23 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。	過去の期間の財務諸表に対して遡及処理しない。 適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、 <u>その他の包括利益累計額（退職給付に係る調整額）</u> に加減する。
退職給付及び勤務費用の計算方法の見直し並びに複数事業主制度の定めなど (前掲 1.(2)、(4))	平成 24 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の期首から適用する。	過去の期間の財務諸表に対して遡及適用しない。 適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、 <u>期首の利益剰余金</u> に加減する。

ただし、上記適用時期よりも早期に適用することができる。

以上



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行